



# 栃木県公報

平成26年  
11月18日(火)  
号外  
第65号

## 目次

### 告示

○遊漁規則の変更..... 1

### 公告

○農用地利用配分計画の縦覧等..... 3

## 告示

### 栃木県告示第540号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成26年11月18日

栃木県知事 福田 富一

#### I

- 1 漁業権者の住所及び名称  
宇都宮市平出工業団地6番地7  
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第3号及び内共第23号

#### 3 遊漁規則の変更内容

##### (1) 変更に係る遊漁規則

栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

##### (2) 変更内容

第7条第1項中「の遊漁料」の次に「（消費税額を含む。）」を加え、同項の表中 

附加料
-----

」

を 

附加料金
------

 に、「12,000円」を「13,200円」に、「700円」を「800円」に、「5,900円」を

「6,500円」に、「4,200円」を「4,600円」に、「19,000円」を「20,900円」に、

「 

1年	4,000円	500円
----	--------	------

 を 

1年	4,400円	600円
----	--------	------

 に、「1,000

円」を「1,100円」に、 

1日	2,500円
----	--------

 を 

1日	2,700円
----	--------

 に、「1,400

円」を「1,500円」に、 

400円
------

 を 

500円
------

 に、「600円」を「700円」に、「8,000

4,000円	500円
3,000円	500円

4,300円	600円
3,300円	600円

円」を「8,800円」に、

2,500円	500円
24,000円	500円
1,800円	500円
14,400円	500円
2,000円	500円
1,800円	500円

を

2,800円	600円
26,400円	600円
2,000円	600円
16,000円	600円
2,200円	600円
2,000円	600円

に改め、同条

第2項の表中「1,000円」を「1,100円（消費税額を含む。）」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成27年1月1日

II

- 1 漁業権者の住所及び名称  
宇都宮市平出工業団地6番地7  
栃木県鬼怒川漁業協同組合  
河内郡上三川町大字上三川1480番地7  
栃木県鬼怒川南部漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号
- 3 遊漁規則の変更内容
  - (1) 変更に係る遊漁規則  
栃木県鬼怒川漁業協同組合及び栃木県鬼怒川南部漁業協同組合内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）
  - (2) 変更内容

第7条第1項中「の遊漁料」の次に「（消費税額を含む。）」を加え、同項の表中

「附加料」

を「附加料金」に、「12,000円」を「13,200円」に、「700円」を「800円」に、「5,900円」を

「6,500円」に、「4,200円」を「4,600円」に、「19,000円」を「20,900円」に、

「4,000円 500円」を「4,400円 600円」に、「1,000円」を「1,100円」に、

「2,500円」を「2,700円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「400円」を「500円」

に、「600円」を「700円」に、「8,000円」を「8,800円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「1,500円」を「1,700円」に改め、同条第2項の表中「1,500円。」を「1,700円（消費税額を含む。）」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成27年1月1日

III

- 1 漁業権者の住所及び名称  
日光市鬼怒川温泉大原1331番地6  
おじか・きぬ漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第10号及び内共第11号
- 3 漁業規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

おじか・きぬ漁業協同組合内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

第8条第1項中「の遊漁料」の次に「（消費税額を含む。）」を加え、同項の表中

5,000円	を	5,000円	に、	「1,000円」	を	「1,500円」	に、	「300円」	を	「400円」	に改
5,000円		6,000円		「300円」		「400円」					

め、同表期間券の項を削り、同表中「2,500円」を「2,700円」に改め、同条第2項の表中「肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）及び70歳以上の者」を「高等学校生徒、70歳以上の者及び肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成27年1月1日

(生産振興課)

公 告

○農用地利用配分計画の縦覧等

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を、栃木県農政部経営技術課及び所轄農業振興事務所において、平成26年11月18日から同年12月2日まで縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月18日

栃木県知事 福田 富一

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 上山集落営農組合 代表理事 大関 正巳	芳賀郡益子町大字上山125番地2	芳賀郡益子町大字上山字北浦94番ほか69筆
農事組合法人 上山集落営農組合 代表理事 大関 正巳	芳賀郡益子町大字上山125番地2	芳賀郡益子町大字上山字押内431番4ほか84筆
菅 又 幸 一	芳賀郡益子町大字生田目971番地1	芳賀郡益子町大字生田目字前田1530番1ほか9筆
岩 崎 孝 司	芳賀郡益子町大字七井18番地	芳賀郡益子町大字七井字山王994番1ほか10筆
河 崎 隆 雄	大田原市加治屋94番地	大田原市加治屋字加治屋94番56ほか9筆
越 沼 敏 彦	那須塩原市鍋掛1532番地	那須塩原市鍋掛字池下1653番1ほか2筆
相 馬 健 二	那須塩原市沓掛706番地	那須塩原市沓掛字西側通662番19ほか4筆

岡 崎 誠	那須塩原市青木2179番地 4	那須塩原市戸田字那須東原 8 番 9 ほか 1 筆
藤 田 忠 夫	那須塩原市三区町552番地	那須塩原市三区町647番 1 ほか 2 筆
印 南 一 矢	那須塩原市一区町290番地	那須塩原市一区町267番 2 ほか 2 筆

(経営技術課)